

## 新潟市亀田総合体育館広告付き区内案内地図設置事業仕様書

### 1. 募集内容

#### (1) 事業名称

新潟市亀田総合体育館広告付き区内案内地図設置事業

#### (2) 事業内容

広告付き区内案内地図設置事業を行う者（以下、事業者という。）が、新潟市亀田総合体育館の施設の一部を使用し、広告付き区内案内地図を設置する。なお、事業者は広告付き区内案内地図に広告主を募集し、広告による適切な事業運営を行うものとする。

#### (3) 設置場所

新潟市江南区茅野山3丁目1番13号 亀田総合体育館1階 ホワイエ内

#### (4) 設置日・期間等

①令和6年1月31日（火）から令和6年2月3日（土）までに設置すること。なお、設置工事等の日程については、市と協議すること。

②設置期間は、令和6年1月31日から5年間とする。

#### (5) 広告付き区内案内地図の本体の構造、設置等

①縦（高さ）2,100mm×横（幅）3,200mm×厚さ150mm程度1体を作成すること。

②フロア図枠、広告枠、掲示板枠で構成するとともに、下部には移動用のキャスター及び設置固定用のストッパーを必ずつけること。

③鋭利な角や縁、突起物等がない構造とし、その他体育館の利用者等に危険を生じさせることのない構造とすること。

④設置場所（ホワイエ内）における、温度及び湿度の変化等の環境下でも、使用に耐え得る構造とすること。

⑤床面等に負担の少ない方法で確実に固定をするとともに、地震等その他いかなるときも、転倒や落下をしないよう十分な対策措置を講じて設置すること。なお、設置期間中に万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。

⑥本体は館内の周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。また、配線等についても、館内の景観及び安全を損なわない方法とすること。

⑦省エネ・環境対策として、照明の光源はLEDとすること。電源は入切が容易で、タイマー制御が可能な構造とすること。

⑧色覚障がい者に配慮した配色でデザインすること。

⑨ユニバーサルデザインに配慮すること。

#### (6) 地図枠

①地図は本体内に収まるようにし、「江南区広域地図」を設けること。

②地図には、公共施設等、市が指定する情報を分かりやすく表示すること。

③地図は、国土地理院の地図をベースに作成すること。

④色覚障がい者に配慮した配色でデザインすること。

⑤ユニバーサルデザインに配慮すること。

(7) フロア図枠

①フロア図は本体内に収まるようにし、「フロア図」と表記すること。

②フロア図は、館内の施設等市が指定する情報をわかりやすく表示すること。

③フロア図は、市が提供するデータをベースに作成すること。

④色覚障がい者に配慮した配色でデザインすること。

⑤その他ユニバーサルデザインに配慮すること。

(8) 掲示板枠

①掲示板は、本体管理に支障のない範囲で本体内に設けるものとする。

②掲示板には亀田総合体育館の休館日や教室の予定表等、体育館からの情報を掲示するため、本体内に設置する際は利用者がわかりやすい場所に設置すること。

(9) 広告枠

①広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示することができる。

②広告は本体内に収まる大ききで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。

③広告枠において広告を掲載できる者及び広告内容等については、「新潟市広告掲載要綱」及び「新潟市広告掲載基準」に定めるところによる。

(10) 広告の内容審査について

①広告の掲載にあたっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。

②広告物の出力見本の提出後、市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、事業者は、速やかに対応しなければならない。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。

(11) 広告内容の責任について

①広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。

②事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。

③市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わない。

④広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にする

ため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記すること。

(12) その他

- ①破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、一年に一回以上、館内情報の更新及び張り替えを行うこと。
- ②区内案内地図の撤去時は原状回復すること。

2. 賃貸借契約の締結及び経費負担等

- (1) 設置にあたっては、新潟市公有財産規則に基づき、市に公有財産貸付申請書を提出し、市有財産賃貸借契約を締結すること。
- (2) 本事業に関する一切の費用（製作設置・運用・維持管理・移設撤去等に係る費用）は、事業者が負担することとする。
- (3) 市の発行する納入通知書により、期日までに貸付料を納めること。また、使用する電気料についても実費を別途納めること。
- (4) 貸付料は、基本分と広告分を合算した金額とする。
  - ①基本分…設置面積に応じ、新潟市財産条例により算出する額  
(参考：令和5年度 1㎡あたり年間 9,267円)
  - ②広告分…事業者が提案する広告料に相当する額
- (5) 納入された貸付料等は返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由で、地図及び広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。
- (6) 合理的な理由により、区内案内地図本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことによる費用は、事業者が負担する。

3. その他

- (1) 事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整等広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (2) 市は、広告主及び広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないとする事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができるものとする。
- (3) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、市と十分に協議を行うものとする。
- (4) この仕様書に明記されていない細部の事項については、市の指示に従うものとする。